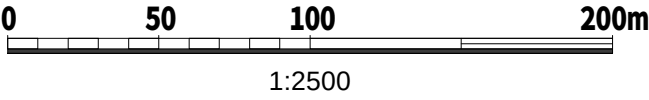
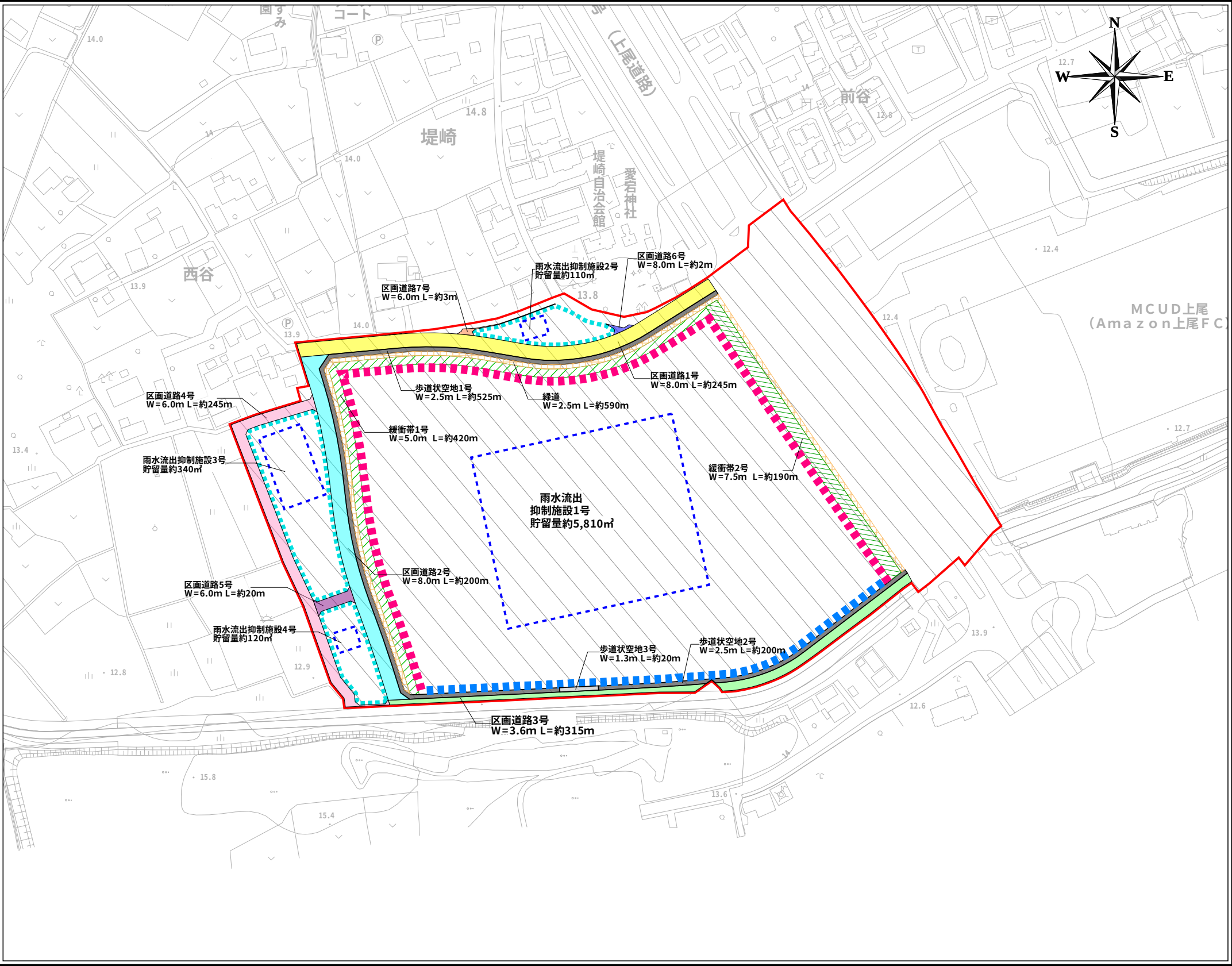


上尾都市計画地区計画の変更（上尾道路沿道堤崎西部地区） 地区整備計画図



凡 例

地区計画区域・地区整備計画区域（面積：約8.2ha）

地区施設の配置及び規模	道 路	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		区画道路 1号	8.0m	約245m			
		区画道路 2号	8.0m	約200m			
		区画道路 3号	3.6m	約315m	一部地区外道路を含む全幅員8.0m		
		区画道路 4号	6.0m	約245m	一部地区外道路を含む全幅員6.0m		
		区画道路 5号	6.0m	約20m			
		区画道路 6号	8.0m	約2m			
	緑 地	区画道路 7号	6.0m	約3m			
		緩衝帯 1号	5.0m	約420m	幅員の2分の1以上について成木時に4m以上となる樹木を植樹する。		
	緩衝帯 2号	7.5m	約190m				
	雨水流出抑制施設※	車両等の出入口や、門柱・門扉及び送電鉄塔等の安全上や保安上または公益上必要となる施設の設置に必要な部分を除く。					
雨水流出抑制施設 1号		—	約5,810㎡	宅地内貯留			
雨水流出抑制施設 2号		—	約110㎡				
雨水流出抑制施設 3号		—	約340㎡				
雨水流出抑制施設 4号		—	約120㎡				
公共空地	盛土行為を行う場合は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき算出した対策量を追加で確保する。						
	歩道状空地 1号	2.5m	約525m				
	歩道状空地 2号	2.5m	約200m				
	歩道状空地 3号	1.3m	約20m				
	緑道	2.5m	約590m				
建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	1号壁面	10.0m後退	—			
		2号壁面	2.5m後退	—			
		3号壁面	0.5m後退	—			
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する側に垣又はさくを設置する場合は、景観、防災及び防犯に配慮したものとし、その構造は次の各号に掲げるものとする。 1 生垣 2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス・さくを施したもの、又は植栽を組み合わせたもので、高さは宅地地盤面から2.5m以下のものとする。					

※雨水流出抑制施設の配置は協議により決定する。